

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称 及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
一般社団法人 日本知的財産協会 4010005022274	年会費	125,000	・年会費 250,000円 (半期125,000円×2 期(上期・下期))	平成28年11月30日	当該法人は、知的財産 に関する諸制度の調査研 究等を行っており、当法 人が知的財産力強化に あたり、実践的かつ専門 的な情報を機関誌、研修 等の場を通じて得ること が有益であるため。		
公益社団法人 日本プラントメンテナ ンス協会 7010405010495	講習会への参加料	135,000		平成28年10月20日		公社	国所管
公益財団法人 日本生産性本部 4011005003009	講習会への参加料	207,000		平成28年11月18日		公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。